

託送供給等約款以外の供給条件

熊本地震に関する特別措置

平成29年5月1日 実施

九州電力株式会社

平成 29 年 4 月 7 日 20170331 資第 11 号 認可

この託送供給等約款以外の供給条件は、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により託送供給等約款以外の供給条件として認可を受けたものであります。

料金その他の供給条件の内容等

平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、熊本県内全市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された熊本県および隣接する地域において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、この託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」という。）を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、託送供給等約款（平成29年3月1日付け20161031資第25号認可。以下「託送約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から12か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：平成29年5月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年4月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：平成30年4月末日）

3. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年4月末日までに行なわれたときは、託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：平成30年4月末日）

4. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、平成29年4月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：平成29年4月末日）

5. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年4月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：平成30年4月末日）

6. 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

附

則

附 則

本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（平成29年3月17日付け20170301資第23号認可。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用する。